

# 川崎市 消費生活相談月報

第260号  
(11月分)

平成30年2月20日  
TEL 044-200-2263

川崎市消費者行政センター

1 平成29年11月分消費生活相談件数 750件 (前月より4件増) (件)

苦情	問合せ	要望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	29年度累計
713	37	0	750 (1.35%増)	740	5,886

## 2 商品・役務(サービス)の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事例
1	デジタルコンテンツ	116	タブレット端末でアダルトサイトに接続してしまい、勝手に有料会員に登録された。高額な料金を請求され、困惑。
2	不動産貸借	46	2年間居住した賃貸アパートの退去時に高額な原状回復費用を請求されていて、納得がいかない。どうすればよいか。
3	商品一般	39	「民事訴訟裁判通達書」というハガキが届いた。「連絡なき場合、勤務先に連絡する」とあるが、心当たりがなく不審だ。
4	工事・建築	34	1週間前、業者の訪問で外壁塗装工事等の契約をしたが、本日解約を申し出ると口頭で了承された。解約できているか不安だ。
5	他の健康食品	27	100円モニター募集という広告を見て、ダイエットサプリを申し込んだが、2回目の商品が届き、定期購入であることがわかった。2回目以降を解約したい。
6	インターネット接続回線	23	訪販で料金が安くなると勧誘されて光回線を乗り換えたが、以前の光回線の解約料について説明を受けなかったため、解約したい。
7	役務その他サービス	17	「過去に副業サイト等でトラブルになった人を救済する」とのメールが届いたが、信用できるか。
8	モバイルデータ通信	12	携帯電話等と一緒に勧められて契約したタブレットの利用料が、携帯電話解約後に高額になることは知らされておらず、不満だ。
9	基礎化粧品	10	ネット広告を見て初回980円のまつ毛美容液を注文したが、2回目の商品発送メールをみて定期購入に気がついた。解約は可能か。
10	テレビ放送サービス	9	衛星放送を見られないテレビなのに、来訪した公共放送の勧誘員に強引に衛星テレビ放送の受信契約をさせられた。取消してほしい。

## 3 販売購入形態

11月は、店舗外購入(特殊販売)400件、店舗購入176件、不明等174件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務(サービス)
訪問販売	65	工事・建築11件、テレビ放送サービス7件他
通信販売	284	デジタルコンテンツ110件、他の健康食品25件他
マルチ・マルチまがい	14	他の内職・副業3件他
電話勧誘販売	28	インターネット接続回線11件、健康食品2件他
ネガティブ・オプション	0	-
訪問購入	3	商品一般1件他
その他無店舗	6	ファンド型投資商品1件他
合計	400	

訪問販売＝家庭・職場訪販、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等  
通信販売＝郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの  
マルチ・マルチまがい＝販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法  
ネガティブ・オプション＝勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法  
訪問購入＝消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」